

第212回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第1号

令和4年1月5日かすみがうら市農業委員会告示第1号をもって、令和4年1月11日（火）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第212回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和4年1月11日（火） 午後2時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 西崎 敏和	3番 鈴木 良道	4番 宮本 教夫
5番 塚本 勝男	6番 安田 治	7番 飯田 敬市	8番 久松 弘叔
9番 井坂 孝雄	10番 高田 健司	11番 谷中 昌	12番 廣原 孝
13番 栗山 千勝	14番 塚本 茂	15番 中山 峰雄	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 松延 孝之 係長 横田 桂明 主任 青山 哲士

6. 議事録署名委員

3番 鈴木 良道 4番 宮本 教夫

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
 - 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
 - 報告第4号 制限除外の農地移動届出の受理について
- ⑤ 議案審議について
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の取消願について
 - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 現況証明願の交付決定について
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について
 - 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

午後3時30分閉会

事務局長	<p>只今から、令和3年度第212回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	(会長あいさつ)
議長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	<p>次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、3番鈴木良道委員、4番宮本教夫委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の横田係長を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	<p>次に報告第1号から第4号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第1号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>最初に、番号7番について審議いたします。</p> <p>なお、番号7番については、9番井坂孝雄委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第13条の規定により退席願います。</p> <p>(9番井坂孝雄委員退席)</p>

議長	事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いします。</p>
1 番 海東委員	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>1 月 5 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、西崎委員と栗山委員と私、海東の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは、説明いたします。</p> <p>番号 7 番は、上大堤地内の●●●●●●●●●●から約 400m 南に位置する田 4 筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号 7 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 7 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	<p>9 番井坂孝雄委員の入室をお願いします。</p> <p>(9 番井坂孝雄委員入室)</p>

現況は、きれいに管理されていました。
申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。

続きまして番号 6 番は、岩坪地内の●●●●●●●●から約 200m南東に位置する田 7 筆になります。

現況は、きれいに管理されていました。
申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。

続きまして番号 8 番は、●●●●●●から約 400m北東に位置する田 1 筆になります。

現況は、きれいに管理されていました。
申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。

続きまして番号 9 番は、●●●●●●から約 100m西に位置する畑 1 筆になります。

現況は、きれいに管理されていました。
申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。

続きまして番号 10 番は、安食地内の●●●●●●●●から約 100m南西に位置する畑 1 筆になります。

現況は、きれいに管理されていました。
申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。

続きまして番号 11 番は、●●●●●●●●から約 300m南に位置する田 3 筆になります。

現況は、一部雑草繁茂が見られるものの、おおむねきれいに管理されていました。

申請人は新規就農のため、今回の申請に至りました。
レンコンを作付けする計画です。

次の番号 12 番、13 番、14 番につきましては、営農型太陽光発電施設に関連する申請であり、議案第 4 号の番号 5 番 6 番と関連する案件のため、5 条の説明の際に一括して説明いたします。

	<p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番、番号2番については、譲受人と借人、及び譲渡人と貸人が同一で、関連がありますので、一括審議といたします。</p> <p>番号1番、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
3番 鈴木委員	<p>同一人物で、片方が贈与、もう片方が使用貸借ですが、どういう関係があるんですか。</p>
事務局	<p>二つ申請が上がってきたのですが、この方、新規就農のためということで、1番の贈与の部分だけでは、5反歩要件を満たさないとした話があり、追加で2番の使用貸借の申請を出されたということになります。</p>
3番 鈴木委員	<p>贈与だよ、無償提供でしょう。</p> <p>他人では贈与はやらないよね。どうなんですか。</p>
事務局	<p>特に、関係はないと伺っております。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番、番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番、2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	次に番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
11番 谷中委員	譲受人が83歳なんですが、経営規模拡大のためとありますが、後継人でもいるんですか。
事務局	申請書の世帯構成によりますと、51歳の長女がいるとなっております。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号8番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号9番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号10番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号10番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号10番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号11番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号11番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	全員賛成ですので、番号1 1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に「議案第2号農地法第4条の規定による許可の取消願について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	番号1番については、このあとの議案第4号の農地法第5条の許可申請案件の番号4番と関連がありますので、議案第4号の審査と併せて、一括審議をお願いします。
議長	次に「議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いします。
2番 西崎委員	<p>それでは説明いたします。 番号1番図面番号2番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●から約600m西に位置する畑2筆になります。 こちらは第2種農地と判断しました。 申請人は、農家住宅建設のため、今回の申請に至りました。 なお、申請地には、すでに農家住宅が、設置されていることから、始末書が添付されております。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、番号2番図面番号3番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●から約200m南に位置する畑1筆になります。 こちらは第2種農地と判断しました。 申請人は、●●●●●のため今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。 以上、委員の皆様のご更なる審議の程、よろしく願いいたします。</p>

議長	ご苦労様でした。 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
4番 宮本委員	転用計画の農家住宅なんですが、どのくらいの面積なんですか。 1番も2番もお願いします。
事務局	1番は、実際には今回の申請地に「離れ」を建設することとなり、52.17㎡ です。2番は、新築で建築面積が124.21㎡となっております。
11番 谷中委員	1番についての地目ですが、既に住宅が建ってるわけですよね、この場合、現況 地目は畑ではないでしょうか。課税上は畑ということなんですか。
事務局	今回、申請のあったところ大部分が畑であった、今回の申請の際に分筆をしたと いうことです、一部分だけ住宅がはみ出ているということになります。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
5番 塚本 (勝)委員	農家住宅の件なんですけども、この人は、元々別の場所に住んでいて、新しく 建てるということですか。
事務局	今、立っている家から、平屋に引っ越したいということでお話を聞いておりま す。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします
議長	次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
5番 塚本 (勝) 委員	調整区域の場合は、500㎡までと都市整備課で言われたことがあるんですが、1,000㎡になっているんですが、これは、許可が出てるんですか。
事務局	都市整備課の方なんですが、要件まではわかりませんが、開発協議の事前協議を行っているということで、協議書の写しをいただいております。都市整備課に話をしているものと認識しております。
5番 塚本 (勝) 委員	許可が出てるといふことなんですか。 この委員会は許可なしでも受付するのですか。
事務局	開発の申請中で、同時進行ということはありません。
5番 塚本 (勝) 委員	わかりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします

議長	次に、番号4番は、議案第2号の番号1番と関連がありますので、一括審議いたします。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第2号の番号1番については、原案のとおり取り消すことに、議案第4号の番号4番については、原案のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、議案第2号の番号1番については、原案のとおり取り消すことに、議案第4号の番号4番については、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号5番、番号6番は、議案第1号の番号12番、13番、14番と関連がありますので、一括審議いたします。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
4番 宮本委員	この借人の方は、どういう仕事をしてるんですか。
事務局	申請書に法人の登記簿がついていまして、宅建、建設、マンション管理、飲食、太陽光等による再生エネルギーによる発電事業等あります。
4番 宮本委員	●●●●●●●●という会社は、どこの会社なんですか。
事務局	坂東市にある会社なんですが、既にかすみがうら市で営農型太陽光をやっている会社で「きくらげ」を栽培していると伺っております。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第1号の番号12番、13番、14番及び議案第4号の番号5番、6番については、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、議案第1号の番号12番、13番、14番及び議案第4号の番号5番、6番については、原案のとおり許可することに、決定いたします。
議長	「議案第1号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに、「議案第2号農地法第4条の規定による許可の取消願について」は、原案のとおり取り消すことに、「議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに、決定いたしました。

議長	次に、「議案第 5 号現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いします。
2 番 西崎委員	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 10 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●から約 700m南東に位置する畑 2 筆になります。こちらは、35 年以上前から住宅敷地として使用している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議長	「議案第 5 号現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 6 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)

議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 6 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 7 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 7 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 8 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)

議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成(賛成多数)ですので、「議案第 8 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。 (意見等無し)
議長	来月の総会は、2月10日(木)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、鈴木良道委員、宮本教夫委員、塚本勝男委員です。 日時は、2月2日(水)午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。 よろしく願いいたします。
議長	他に事務局から、何かありますか。
事務局	(事務局説明) 1 推進委員さんの総会への出席について 2 令和4年度の総会等開催日、事前調査月割表、会議録署名人について 3 農業委員会手帳について 4 令和4年度の活動記録簿について、 5 利用権設定変更届について
議長	それでは、以上を持ちまして、第212回総会を閉会いたします。 慎重審議大変ご苦労様でした。
事務局	起立、礼、お疲れさまでした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____